■**助成対象者**

　福島県内に本社、研究開発拠点、生産拠点等が所在する中小企業者またはそのグループが、出願人となり日本国特許庁へ産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の国内出願を行う場合及び産業財産権取得、研究開発に資するための先行技術調査を行う場合。

　※　申請の対象となる出願の発明者（又は考案者、創作者）が申請企業（県外本社・事業所含む）に所属することが要件となります。

　※　いわゆる「みなし大企業」については、本事業の対象となりません。

■**対象要件**

令和２年４月１日～令和３年２月２８日に調査又は出願及び経費支払いを行うもの（４月1日以降であれば、申請前に調査、出願、並びに支払を行っている場合でも対象となります）。

**【以下の場合は、対象となります。】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ケース① |  | ケース② |  |
| 募集期間前に調査(or出願)・支払ともに終えている場合。C:\Documents and Settings\USER\Local Settings\Temporary Internet Files\Content.IE5\OA9MOM52\MC900431631[1].png（ただし、ともに令和２年4月1日以降。）調査支払R2/4/1募集期間R3/2/28 | 募集期間後に調査(or出願)・支払を行う計画がある場合。C:\Documents and Settings\USER\Local Settings\Temporary Internet Files\Content.IE5\OA9MOM52\MC900431631[1].png（ただし、ともに令和３年２月2８日まで。）調査支払R2/4/1募集期間R3/2/28 |

※　申請は１申請者につき１件に限ります。

**【なお、以下の場合は対象外となります。】**

**×**

**×**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ケース③ |  | ケース④ |  |
| 昨年度に調査（or出願）を行った案件に対し、今年度支払を行う場合。出願・支払ともに今年度内であることが必要。C:\Documents and Settings\USER\Local Settings\Temporary Internet Files\Content.IE5\OA9MOM52\MC900431631[1].pngR3/2/28調査支払R2/4/1募集期間 | 今年度中に調査(or出願)を行ったが、２月末までに経費の支払を行うことができなかった場合。募集期間R3/2/28R2/4/1C:\Documents and Settings\USER\Local Settings\Temporary Internet Files\Content.IE5\OA9MOM52\MC900431631[1].png採択となっていても、助成金をお支払いすることができなくなります。支払調査 |

■**支援内容**

先行技術調査に係る費用、またはこれに加えて特許等（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）の出願に係る費用が対象となります。

ただし、申請前に特許等の出願に向けた先行技術調査を実施済みであり、調査結果等、調査結果の詳細が分かる資料を提出する場合には、特許等の出願に係る費用のみの申請も可能です。

**【助成対象経費】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　事業区分 | 経費区分 | 経　費　項　目 |
| ①調査に係る経費 | 弁理士等への報酬 | 先行技術調査に係る経費及びそれらに係る源泉徴収税 |
| ②出願に係る経費 | 弁理士等への報酬 | 各種手数料（書類作成・検討）に係る経費及びそれに係る源泉徴収税 |
| 特許庁費用 | 出願料 |
| その他の経費 | 電子化手数料、その他理事長が特に必要と認める経費。 |

※１　事業区分①のみ、もしくは事業区分①②の同時申請の2パターンが原則

ただし、上述の条件を満たせば事業区分②のみの申請も可能

また、 調査については、簡易な自社調査ではなく、弁理士、特許事務所による調査を推奨しており、調査結果報告書も弁理士、特許事務所による詳細な調査報告書を想定しています。

※２　同一の知的財産権について、同一の内容の調査を複数年度にわたって実施する場合、助　成対象となるのは最初の調査費用のみで、次年度以降の調査費用は助成対象となりません。

|  |
| --- |
| ビック~1.JPG対　　象　　外　　経　　費 |
| **※　「対象外経費」が予算計上に含まれる場合には、精査の上、除外させていただきます。**・日本国内における消費税及び地方消費税・助成対象事業期間外に支払を行った経費・その他出願に直接関係しない経費 |

**【助成率】**

　助成対象経費の２分の１以内。

※　助成対象者以外の者との共有に係る特許等である場合、持分比率又は費用負担割合のうち、いずれか低い方に応じて、助成対象経費が減額となります。

**【１企業当たりの上限額】**

１．調査に係る経費

　　　上限２５万円

　２．出願に係る経費

　　　上限１５万円

**■支援までの流れ**（番号は下記【事業スキーム】にリンクしています。）

①　申請書及び添付書類のご提出。

②　審査会の実施(１２月上旬予定)：事業者によるプレゼンテーションを実施

※　新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面審査のみとなる場合もございます。

③　助成案件の決定・通知。

④　採択企業により代理人へ対し、出願経費の支払（採択前の支払でも構わない）。

⑤　採択企業より、支払内訳が明確な領収証等のご提出。

⑥　当センターにより対象経費を確定し、助成金額（対象経費の2分の1以内）を、採択企業へお振込み。

**【事業スキーム】**

弁理士、

調査委託先等

④事業実施、

　経費支払

中小企業者等

①申請書の提出

②選定委員会

書面による質疑応答

③助成案件の

　決定・通知

⑤報告書・支払

　証拠書類の提出

⑥助成金額の確定・

　　　　　　支払

（公財）福島県産業振興センター

**■公募期間**

　　令和２年１１月２日(月)～令和２年１１月２０日(金)必着

**■その他**

(1)　助成金額の確定について

　センターは報告書および添付書類に基づき、書類の精査及び必要に応じて現地調査を行います。その結果、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた経費についてのみ、助成金交付額として確定します。助成対象外となる経費が含まれていた場合や経費の支払証拠書類に不備が認められた場合には、助成額の全額または一部が対象外となることもありますので、ご留意願います。

(2)　追跡調査等について

　翌年度以降であっても、随時、出願状況や事業化状況の調査を行う場合がありますので、ご協力のほどお願いいたします。

(3)　情報公開について

採択となった案件については、事業者名、所在地、交付決定金額、採択件数及び特許等出願事業においては、その権利種別は外部公表の対象となりますことをご承知おき下さい。

**【お問合せ・お申込み先】**

公益財団法人福島県産業振興センター

技術支援部 技術総務課　安司、高原

〒963－0215　郡山市待池台１－12（福島県ハイテクプラザ内）

TEL 024－959－1929

FAX 024－959－1889

E-mail：f-tech@f-open.or.jp